

2011年10月27日

内閣総理大臣

野田佳彦様

国際婦人年連絡会  
橋本 葉子  
世話人 平松 昌子  
山口みつ子

韓国憲法裁判所決定と韓国政府の協議要求に応じ、  
日本軍「慰安婦」問題の解決を求める要望書

2011年8月30日、韓国憲法裁判所は「日本軍『慰安婦』問題は1965年の日韓請求権協定に含まれていないにもかかわらず、韓国政府が「慰安婦」問題解決に関して日本政府と外交交渉をしないのは憲法違反である」との決定を下しました。

韓国政府はこの決定を受け、韓国外交通商部を通し、日本の外務省に対して政府間協議を申し入れました。

これに対して、日本政府は相変わらず「『慰安婦』問題はすでに解決済み」の姿勢を取りつづけています。

しかし、政府は90年代の国会審議の中で、「放棄したのは外交保護権の行使であり、個人の請求権は消滅していない」と答弁しています。また、1991年からとりくまれた日本軍「慰安婦」等の戦後補償の裁判では、国が補償立法を怠っている不作為を違憲と判決しています。

日本軍「慰安婦」問題は決して過去の問題に止まらず、現在においても克服すべき根源的な人権問題であることから、以下の国際機関においても、この問題の解決を求めています。

1996年国連人権委員会「女性への暴力」特別報告をはじめとして、2009年「女子差別撤廃委員会」など、日本政府に対して「慰安婦」問題の早期解決を求める数々の勧告が繰り返し出されています。

また、2007年には、アメリカ下院議会が「日本政府に対する『慰安婦』問題を求める決議」を採択し、以来オランダ下院、カナダ下院、欧州議会も、同様の決議をあげ、ことに韓国では、2009年から大邱市、釜山市をはじめ次々と地方議会で決議を採択しています。

一方、1991年に韓国性暴力被害女性、金学順さんが名乗り出て以来20年を経過しました。引き続いて名乗りをあげたアジア各地の戦時性暴力被害女性は今もなお、「人間としての名誉と正義」の回復を求め続けています。しかし、彼女たちは皆、年老いて、次々と無念の思いを抱きながら亡くなられていく方が多いのです。

憲法裁判所の「憲法違反」の決定以後も、韓国の戦時性暴力被害女性の訃報が相次いで届いております。

これらの実情を踏まえ、日本政府は、今こそ、韓国政府の申し入れに対して、誠実に対応し、この問題の根本的解決をはかる具体的な施策をただちにとるよう求めます。

(他に玄葉光一郎外務大臣に提出、藤村修内閣官房長官に報告)